

# 第23期 定時株主総会 招集ご通知



開催  
日時

2024年6月28日（金曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時30分）

決議  
事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
- 第7号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

開催  
場所

東京都新宿区四谷一丁目6番1号  
コモレ四谷 四谷タワー3階  
タワーコンファレンス Room C  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

## ■ご来場について

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本株主総会につきましては、極力書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会会場へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

## ■お土産の取りやめについて

株主総会ご出席株主様へのお土産のご提供を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社ジーネクスト

証券コード：4179

証券コード 4179  
2024年6月13日  
(電子提供措置の開始日2024年6月6日)

## 株主各位

東京都千代田区平河町二丁目8番9号  
株式会社ジーネクスト  
代表取締役 三ヶ尻 秀樹

### 第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「第23期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.gnext.co.jp/ir/>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧  
書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができます  
ので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月  
27日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

#### 【郵送(書面)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着  
するようご返送ください。

#### 【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議  
決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、両  
面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行  
使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年6月28日（金曜日） 午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都新宿区四谷一丁目6番1号  
コモレ四谷 四谷タワー3階 タワーコンファレンス RoomC

### 3. 目的事項

#### 報告事項

第23期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
- 第7号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以 上

1. 当日、ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 議決権行使方法についてのご案内

### 株主総会にご出席されない方



#### 郵送によるご行使

**行使期限**  
2024年6月27日(木曜日)  
午後5時30分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



#### 「スマート行使」によるご行使

**行使期限**  
2024年6月27日(木曜日)  
午後5時30分まで

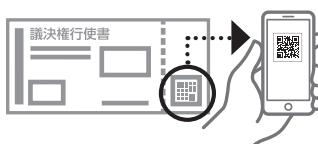
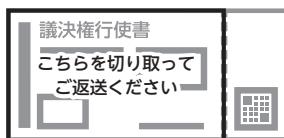
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



#### インターネットによるご行使

**行使期限**  
2024年6月27日(木曜日)  
午後5時30分まで

【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご送信ください。



議決権行使ウェブサイト  
<https://www.web54.net>

#### ※ 同一の株主様の重複行使の取り扱い

- ・書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネットによる方法で複数回、同一の議案について議決権を行使された場合は、行使期限内の最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

### 株主総会にご出席される方



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。(ご捺印は不要です)

開催日時

**2024年6月28日(金曜日)**  
午前10時(受付開始:午前9時30分)

開催場所

東京都新宿区四谷一丁目6番1号  
コモレ四谷 四谷タワー3階  
タワーコンファレンス Room C

## インターネットによる議決権行使のご案内

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて以下のいずれかの方法でアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**行使期限 2024年6月27日（木曜日）午後5時30分まで**

（議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。）

### QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

### ご注意

「スマート行使」での議決権行使は  
1回に限り可能です。

一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご入力いただく必要があります。

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

### 議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- 1 ウェブサイトへアクセス
- 2 ログインし、議決権行使コードの入力
- 3 パスワードの入力
- 4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。



- ・株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もあります。
- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

**株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部**

議決権行使について ☎ 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

※証券口座に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1.提案の理由

当社は、監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を行使することを通じて、取締役会の監督機能を強化して、コーポレート・ガバナンスの一層の充実およびさらなる企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。

これに伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものです。

#### 2.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

### 定款 新旧対照表

(下線部分に変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則  (機関の設置) 第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	第1章 総則  (機関の設置) 第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> 〈削除〉 (3) <u>会計監査人</u>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は<u>10名以内</u>とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 &lt;条文省略&gt; 3 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、その選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: right;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: right;">&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の<u>監査等委員である取締役以外の取締役は6名以内とし、監査等委員である取締役は4名以内</u>とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 <u>監査等委員である取締役以外の取締役及び監査等委員である取締役は、それぞれ株主総会において選任する。</u></p> <p>2 &lt;現行どおり&gt; 3 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、その選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名のほか、役付取締役若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (条文省略) 2 (条文省略)  (新設)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができるものとする。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議により<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名のほか、役付取締役若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>前2項の定めにかかわらず、監査等委員会</u>が選定する監査等委員は、<u>取締役会を招集</u>することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に<u>対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮</u>することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができるものとする</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="420 178 495 205">〈新設〉</p> <p data-bbox="184 473 444 500">(取締役会の決議方法)</p> <p data-bbox="167 511 402 538">第24条 〈条文省略〉</p> <p data-bbox="184 601 364 628">(取締役会規程)</p> <p data-bbox="167 639 402 666">第25条 〈条文省略〉</p> <p data-bbox="184 715 390 742">(取締役の報酬等)</p> <p data-bbox="167 752 749 883">第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p data-bbox="167 964 402 991">(取締役の責任免除)</p> <p data-bbox="167 1002 414 1029">第27条 〈条文省略〉</p>	<p data-bbox="780 178 1067 205">(重要な業務執行の選任)</p> <p data-bbox="763 216 1347 388">第24条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項に規定するところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に規定する事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部の決定を代表取締役に委任することができる。</u></p> <p data-bbox="780 473 1040 500">(取締役会の決議方法)</p> <p data-bbox="763 511 997 538">第25条 〈条文省略〉</p> <p data-bbox="780 601 960 628">(取締役会規程)</p> <p data-bbox="763 639 997 666">第26条 〈条文省略〉</p> <p data-bbox="780 715 985 742">(取締役の報酬等)</p> <p data-bbox="763 752 1347 916">第27条 <u>監査等委員である取締役以外の取締役及び監査等委員である取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、それぞれ株主総会の決議によって定める。</u></p> <p data-bbox="763 964 997 991">(取締役の責任免除)</p> <p data-bbox="763 1002 1008 1029">第28条 〈条文省略〉</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="169 216 636 276">第5章 監査役及び監査役会 第28条～第36条 〈条文省略〉</p> <p data-bbox="420 322 500 382">〈新設〉 〈新設〉</p> <p data-bbox="420 571 500 601">〈新設〉</p> <p data-bbox="420 715 500 745">〈新設〉</p> <p data-bbox="420 858 500 889">〈新設〉</p> <p data-bbox="169 1040 417 1108">(会計監査人の選任) 第37条 〈条文省略〉</p> <p data-bbox="169 1146 417 1214">(任期) 第38条 〈条文省略〉</p>	<p data-bbox="1014 216 1094 276">〈削除〉 〈削除〉</p> <p data-bbox="765 322 1347 533">第5章 監査等委員会 (監査等委員会の招集通知) 第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3 日前までに各監査等委員に対して発する。た だし、緊急の必要があるときは、この期間を 短縮することができる。</p> <p data-bbox="765 571 1347 677">2 監査等委員全員の同意があるときは、招集 の<u>手続を経ないで監査等委員会を開催するこ とができる。</u></p> <p data-bbox="765 715 1347 821">(常勤の監査等委員) 第30条 監査等委員会は、その決議によって常 勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p data-bbox="765 858 1347 994">(監査等委員会規程) 第31条 監査等委員会に関する事項については、 法令又は本定款のほか、監査等委員会におい て定める監査等委員会規程による。</p> <p data-bbox="765 1040 1014 1108">(会計監査人の選任) 第32条 〈条文省略〉</p> <p data-bbox="765 1146 1014 1214">(任期) 第33条 〈条文省略〉</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人 (会計監査人の報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役が</u> <u>監査役会の同意を得て決定する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人 (会計監査人の報酬等)</p> <p>第34条 会計監査人の報酬等は、<u>監査等委員会</u> <u>の同意を得て取締役会が定める。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（3名）は、任期満了となります。また当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いいたしますと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	<p><b>新任</b> むらた みのる 村田 実 1988年12月7日生</p>	<p>2011年4月 株式会社ALL Japan Solution (現 株式会社アイ・イーグループ) 入社 2012年4月 株式会社DG コミュニケーションズ 入社 2016年8月 株式会社博報堂DYデジタル(現 株 式会社Hakuhodo DY ONE) 入社 2018年12月 当社入社 執行役員営業部長 2021年4月 当社 執行役員新規事業室長 2023年1月 当社 執行役員セールスグループ長 (現任)</p>	14,200株

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
2	<p><b>新任</b> えとう けいた 江頭 敬太 1985年5月9日生</p>	<p>2009年4月 株式会社博報堂 入社 2012年5月 株式会社アイスタイル 入社 2013年1月 KLab Ventures株式会社(現 株式 会社ANOBACA) 入社 2013年10月 株式会社IROYA設立 代表取締役 就任 2018年8月 株式会社MONOPOS(旧 株式 会社凸版印刷グループ) 代表取締役 就 任 2020年4月 株式会社ANON設立 代表取締 役 就任 (現任)</p>	一株
3	<p><b>新任</b> こぬま ただくに 小沼 忠國 1984年7月23日生</p>	<p>2007年4月 株式会社ヴィンキュラム ジャパン (現 株式会社ヴィンクス) 入社 2015年2月 株式会社UK Holdings 設立 代表 取締役 就任 (現任) 2019年4月 株式会社NYX 設立 代表取締役 就任 (現任)</p>	一株

- (注) 1. 村田美氏と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 江頭敬太氏は、株式会社ANONの代表取締役を兼任しており、当社と同社の間には業務委託契約等の取引がありますが、取引額は僅少であります。当社と同氏の間には、その他に人的・資本関係、取引関係およびその他の利害関係はありません。
3. 小沼忠國氏は、株式会社UK Holdingsの代表取締役を兼任しており、当社と同社の間には業務委託契約等の取引があります。当社と同氏の間には、その他に人的・資本関係、取引関係およびその他の利害関係はありません。
4. 江頭敬太氏と小沼忠國氏は社外取締役候補者であります。また、江頭敬太氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が選任された場合は、独立役員として届け出る予定であります。
5. 村田美氏を取締役候補者とした理由は以下の通りであります。同氏は、現在、執行役員として Discoveriezにおける営業戦略やSRM Design Lab等の新規事業開発全般を担うとともに、営業部

- 門全般を管掌しており、これまでの知識・経験・実績は、当事業の経営戦略立案、実行において不可欠であり、持続的な企業 価値向上および早期の事業収益化を目指すにあたり取締役候補者として適任であると判断したためであります。
6. 江頭敬太氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は以下のとおりであります。同氏は、経営者としてOMOコマース事業およびOMO SaaS事業を立ち上げ、大手企業との取引や資金調達、事業譲渡までを経験されており、現在も様々な企業への多角的な支援を行ってられるなど豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらの経営者としての経験・知見に基づき、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図るための助言と監督を行っていただくことを期待しています。
  7. 小沼忠國氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は以下のとおりであります。同氏は、経営者としての経験や実績だけに留まらず、システム開発全般において、多くのクライアント・プロジェクトに携わり、基幹システムやWeb業界におけるシステム開発に豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらの経営者としての経験・知見に基づき、当社の開発全般に対する助言をいただいております。会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図るための助言と監督を行っていただくことを期待しています。
  8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとし、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者は、取締役を選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> <small>のぶはら</small> 信原 寛子 1980年2月11日生	2003年10月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 2014年9月 ソーラーフロンティア株式会社 入社 2016年7月 EY税理士法人 入所 2019年4月 当社 監査役 就任(現任)	一株

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
2	<p><b>新任</b> さいとう ともかず 齊藤 友紀 1979年10月22日生</p>	<p>2007年11月 司法研修所 入所 2008年12月 阿部隆徳国際法律特許事務所 入所 2009年9月 TOMO法律事務所 開業 2016年9月 株式会社Preferred Networks 入社 2018年11月 株式会社メルカリ 入社 2019年2月 株式会社博報堂DYホールディングス フェロー 就任 2019年4月 当社 監査役 就任(現任) 2019年7月 株式会社アーリーワークス 監査役 就任 2019年12月 法律事務所LAB-01 設立 代表 就任 (現任) 2021年6月 株式会社スカイマティクス 監査役 就任 2022年5月 Cohh株式会社 設立 代表取締役 就 任 (現任) 2022年5月 株式会社Ridge-i 取締役 (監査等委 員) 就任 (現任) 2022年11月 ファイメクス株式会社 取締役 就任</p>	一株
3	<p><b>新任</b> えもと たくや 江本 卓也 1978年7月26日生</p>	<p>2003年10月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責 任監査法人) 入所 2016年7月 金融庁総務企画局(現 企画市場局) 企業開示課 出向 2019年11月 江本公認会計士事務所 設立(現任) 2019年11月 当社 監査役 就任(現任)</p>	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

2. 信原寛子氏、齊藤友紀氏、江本卓也氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、各氏を株式会

社東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、各氏が選任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

3. 信原寛子氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は以下のとおりであります。同氏は、監査法人および事業会社並びに税理士法人に勤務し、幅広い見識と豊富な経験を有しております。同氏の経験・見識を当社の経営に反映し、当社経営陣に対する適切な監督と助言を期待しています。
4. 齊藤友紀氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は以下のとおりであります。同氏は、弁護士として企業法務に精通しており、また事業会社にも在籍していることから幅広い見識と豊富な経験を有しております。同氏の経験・見識、多様な立場からの意見を当社の経営に反映し、監査等委員会の監査の強化に活かしていただくことを期待しています。
5. 江本卓也氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は以下のとおりであります。同氏は、公認会計士としての高度な専門的知識を有しております。同氏の豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映し、当社経営陣に対する適切な監督と助言を期待しています。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとし、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者は、取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、任期途中で当該保険契約を更新する予定であります。
7. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、各候補者との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各候補者が選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2005年4月22日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内としてご承認いただき、現在に至っております。

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を同額の年額200百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

本議案は、「第23期 定時株主総会招集ご通知」37頁から38頁に記載の当社における「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に沿っており、当社の事業規模、役員報酬の支給水準および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職責等に照らして相当であると判断しております。

なお、現在の取締役は3名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役2名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

なお、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、本議案の内容に基づく定額での基本報酬、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」に記載の株式報酬で構成します。

なお、本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、上記方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更することを予定しております。

## 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の監査役の報酬額は、2005年4月22日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内としてご承認いただき、現在に至っております。

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、同額の年額30百万円以内と定めることといたしたく存じます。本議案に係る報酬額は、当社の事業規模、役員報酬の支給水準および監査等委員である取締役の職責等に照らして相当であると判断しております。

第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2005年4月22日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内としてご承認いただき、現在に至っております。

また、2021年6月30日開催の第20期定時株主総会において、当該報酬額の枠内で、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入し、同制度に基づき取締役（社外取締役を除く。）に対して支給される報酬額を年額40百万円以内にご承認いただいております。

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して、譲渡制限付株式付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」の枠内にて、従来どおり年額40百万円以内といたします。なお、本議案は監査等委員会設置会社への移行に伴うものであり、その報酬の内容は、2021年6月30日開催の第20期定時株主総会においてご承認いただいた譲渡制限付株式報酬制度と同一の制度であり、また、独立社外役員に説明を行い、適切な助言を得たうえで取締役会で決議したものであることから、相当なものであると判断しております。

本譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）は、当社が、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、上記譲渡制限付株式の付与のために対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役にその全額を現物出資財産として給付させることにより、対象取締役に対して当社普通株式を割り当て、かつ、割り当てた株式に一定期間の譲渡制限を付する制度です。

譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案し、当社取締役会で決定することとします。

また、当社は、2021年5月27日開催の当社取締役会において役員報酬体系の基本方針を定めており、その概要は事業報告に記載のとおりであります。本議案に基づく譲渡制限付株式の割当ては、当該方針に沿うものであります。

なお、現在の取締役は3名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、対象取締役は1名となります。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額および当社が発行又は処分する当社普通株式の総数は、2005年4月22日開催の臨時株主総会において承認をいただいた年額200百万円以内および年25,000株（注）以内とし、その

1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る当社の取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当社の取締役会にて決定されます。

(注) 当社が当社普通株式について、本株主総会における決議の日以降を効力発生日とする株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）、株式併合等、1株当たりの株式価値に影響を及ぼし得る行為をする場合、分割比率・併合比率等を勘案のうえ、発行又は処分される当社普通株式の総数の上限を合理的に調整するものといたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとします。

1. 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失するまでの期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)
2. 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間(以下「役務提供期間」という。)が満了する前に上記1.のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
3. 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記2に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記1に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
4. 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記3の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
5. 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
6. 上記5に規定する場合においては、当社は、上記5の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
7. 本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

## 第7号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下「対象取締役」という。）および使用人に対してストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること、および募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、対象取締役に対する新株予約権の無償発行は、取締役に対する金銭でない報酬等に該当し、また、その額が確定していないため、報酬として割当てる新株予約権の算定方法も併せてご承認をお願いするものであります。

### 1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主様を重視した経営を一層推進することを目的として、対象取締役および使用人に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

### 2. 新株予約権発行の要領

#### (1) 新株予約権の割当を受ける者

対象取締役1名および使用人

#### (2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式200,000株を上限とし、当社取締役への割当数は50,000株を上限とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式の分割（株式無償割当を含む。）又は併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

2,000個を上限とする。(新株予約権1個につき普通株式100株。ただし前項(2)に定める株式の調整を行った場合は同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(行使価額)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権発行日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使の場合を除く。)又は自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は権利行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する

普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(6) 増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の権利行使期間

本株主総会以降に別途開催される本新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後10年を経過する日までとする。ただし、新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(9) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任又は定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(10) 新株予約権の取得事由

- ① 当社は、新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた

場合)は、当社が別に定める日をもって、無償で新株予約権を取得することができる。

- ② 当社は、新株予約権者が前記(9)に規定する新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(2)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(5)で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
前記(8)に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(8)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件  
前記(9)に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金および資本準備金に関する事項  
前記(6)に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

前記（10）に準じて決定する。

(12) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の付与を相当とする理由

当社は、上記「1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由」に記載の目的に加えて、新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は4.7%程度とその希薄化率は軽微であることを勘案し、本新株予約権の付与について相当であると判断しております。

以上

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限の緩和を受け、社会経済活動の正常化が進み、景気も緩やかな回復の動きが見られました。一方、景気の先行きについては、エネルギー価格の高騰をはじめとした物価上昇による家計への影響なども懸念されており、依然として先行き不透明な状況で推移しています。

当社が属するクラウド基盤サービス市場においては、引き続き業務上のデータ・システム等の既存要件を維持しながら他の環境への移行又は新規システムに乗り換えるマイグレーション案件が中心ではあるものの、その対象領域は拡大しております。また、産業界ではDX（デジタルトランスフォーメーション）に対する関心も高く、業務効率化のためのDXから競争力向上を目指すDXへ対象が広がり、戦略的なDXから実践的なDXに進展しております。さらに、生成AIも高い注目を集めており、市場の成長を後押ししております。

このような状況の中、当社は、ステークホルダーDXプラットフォーム「Discoveriez」を通じて、ビジネス現場で発生する「情報の分断」を解決するべく、「分断した情報」を「つなぐ」「まとめる」「活用する」ことで、それぞれに必要な情報が集約され、その情報をもとに社内外のやり取りを最適化しており、その中で「業務が楽になった」「見えなかった情報が見えるようになったことで仕事が楽しくなった」などの喜びの声を多数いただけてきました。また、前事業年度より、課題解決の範囲拡大とパートナーとのコラボレーションの掛け合わせにより、企業のIT戦略における上流から下流工程までを一気通貫で行う課題解決プログラム「SRM Design Lab」（※1）を開始しており、自社プロダクトである「Discoveriez」に加え、パートナーとの複数領域での共創により、クライアントへの本質的な課題解決を実行支援しております。

以上のような取り組みの結果、クラウドMRR(※2)の力強い成長が貢献したものの、当事業年度の売上高は610,779千円（前年同期比5.6%減）となりました。損益面では、開発における外注費の削減等により、営業損失は148,433千円（前年同期は営業損失252,567千円）、経常損失は150,559千円（前年同期は経常損失242,434千円）、当期純損失は149,863千円（前年同期は当期純損失296,351千円）となりました。

また、当社は、ステークホルダーDXプラットフォーム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

(※1) SRM Design Lab

当社HPで2023年4月3日リリースの「ジーネクスト、ステークホルダーと顧客価値共創を目指す取り組み「SRM Design Lab」を開設」より抜粋

(※2) MRR

Monthly Recurring Revenueの略で、毎月繰り返し得られる収益であり、月次経常収益のこと。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、新株予約権の行使により400千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

① ユーザビリティの更なる向上

当社の主力サービスである「Discoveriez」が今後も継続的に成長していくためには、より幅広い業種の顧客に支持されていくとともに、継続的に利用していただく必要があると考えております。そのためには、当該サービスの競争優位性の源泉となっているユーザビリティの維持向上が必要不可欠であると認識しております。今後も顧客のニーズを迅速に把握し、継続的に「Discoveriez」の機能強化に注力することにより、競合他社との差別化を図ってまいります。

② 新規事業の進捗

当社は、急激な事業環境の変化に対応し、継続的な事業規模の拡大とストック型収益の獲得を図るために、ステークホルダーDXプラットフォーム事業の発展に留まらず、新市場の開拓・創出として前事業年度から「SRM Design Lab」(注1)を開始しております。「SRM Design Lab」は、課題解決の範囲拡大とパートナーとのコラボレーションの掛け合わせにより、企業のIT戦略における上流から下流までを一気通貫で行う課題解決プログラムであり、自社プロダクトである「Discoveriez」に加え、パートナーとの複数領域での共創により、クライアントへの本質的な課題解決を実施支援してまいります。

③ 新規顧客の獲得

近年のSNSなどの発展に伴い顧客の声は重要性を増しており、企業は対応を誤ると企業価値を毀損するなど多大なリスクを負うこととなります。当社の「Discoveriez」は業界知および蓄積したデータの分析により、顧客の声からビジネスのリスクやチャンスの発見・予測を行う機能を実装しております。当社は「Discoveriez」の継続的な機能強化に

より更なる信頼度を高めるとともに、新規顧客の獲得に努めてまいります。大企業への導入拡大に向けて基本機能や連携サービスを強化するとともに、SMB(注2)への導入拡大に向けては、プロモーション強化および代理店開拓に努めてまいります。

#### ④ システムの安定性の確保

当社は、インターネット上で顧客にサービスを提供しており、システムの安定稼働の確保は必要不可欠であります。安定してサービスを提供していくため顧客の増加に合わせた適切なインフラ環境の構築の強化を継続的に行い、システムの安定性の確保に努めてまいります。

#### ⑤ 人材の確保と育成

当社が持続的に成長するためには、優秀な人材を数多く確保・育成することが重要であると認識しております。特にサービス利便性および機能の向上のためには、優秀なエンジニアの継続的な採用が課題であると認識しております。

当社は、従業員の多様な働き方を推進し採用力を高めるとともに、既存人材の能力および技術の向上のため、教育・研修体制の充実化を進めていく方針であります。

#### ⑥ 内部管理体制の強化

クラウド事業を推進するにあたり、情報セキュリティを含む内部管理体制への信頼性確保の重要性が高まっております。当社は、内部管理体制の仕組み化(ルール化、見える化、効率化)をより一層強化するとともに、財務、人事、広報、法務等、それぞれの分野でコア人材となりうる高い専門性や豊富な経験を有している人材を確保することで、更なる内部管理体制の強化を図り、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(注1) SRM : Stakeholders Relationship Managementの略で、顧客、株主、従業員、取引先、地域社会、公的機関などあらゆるステークホルダー間の関係を可視化、シームレスに一元管理し、各ステークホルダーが有機的に協働する環境を整えるITソリューションのこと。

(注2) SMB : Small to Medium Businessの略で、中小企業のこと。

### (5) 財産および損益の状況

区 分	第20期	第21期	第22期	第23期 (当 事 業 年 度)
	(2020年4月1日～ 2021年3月31日)	(2021年4月1日～ 2022年3月31日)	(2022年4月1日～ 2023年3月31日)	(2023年4月1日～ 2024年3月31日)
売 上 高 (千円)	863,455	493,542	647,183	610,779
経常利益 (△損失) (千円)	186,547	△387,351	△242,434	△150,559
当期純利益 (△損失) (千円)	182,638	△423,108	△296,351	△149,863
1株当たり当期純利益 (△損失) (円)	53.47	△101.56	△70.76	△35.57
総 資 産 (千円)	1,226,713	800,066	558,198	424,449
純 資 産 (千円)	747,737	440,711	153,500	4,036

- (注) 1. 当社は2020年12月22日付で普通株式1株につき50株の分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益(△損失)を算定しております。
2. 第21期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第21期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

### (6) 重要な親会社および子会社の状況 (2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

### (7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業区分	事業内容
クラウド事業	クラウド型のソリューションの提供
オンプレ事業	オンプレミス型のソリューションの提供

(8) 主要な営業所（2024年3月31日現在）

本社	東京都千代田区
----	---------

(9) 使用人の状況（2024年3月31日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
24名	7名減	40.1歳	2.6年

(注) 臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(10) 主要な借入先および借入額（2024年3月31日現在）

借入先	借入残高（千円）
株式会社りそな銀行	76,858
株式会社三井住友銀行	69,250
日本政策金融公庫	21,900
東京東信用金庫	6,438
興産信用金庫	400

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

（継続企業の前提に関する重要事象等）

当社は、第21期（2022年3月期）から当事業年度まで継続的に営業損失が発生していることに加え、営業活動によるキャッシュ・フローもマイナスとなっており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しております。当社では、不採算事業・案件のテコ入れやマーケット開拓に向けた各種施策、コストマネジメント施策が遅滞したことに加えて、中長期的に安定的なビジネスモデルを目指すため、売上構成をフロー型からストック型へ重点移行したことによる影響であると認識しております。

なお、当該事象又は状況の解消のため、経営リソース/体制/コスト構造改善による選択と集中を実行し、不採算案件対策による既存事業の収益化、SRM Design Labの積極推進により黒字化に向けた戦略を実行するとともにAI領域を含む成長事業への投資を確保してまいります。

また、2024年5月13日付で当社の元代表であり、創業者である横治祐介氏が取締役を辞任しておりますが、当該取締役の辞任後においても、法令および定款に定める取締役の員数を満たしております。従前から施策につき全経営陣で共同して取り組んでいるため、横治氏

辞任後における体制および下記施策の遂行についても大きな影響はないものと考えております。

成長戦略としては、既存不採算案件の収益化および撤退、Discoveriez事業の新規案件獲得、SRM Design LabおよびAI領域を推進してまいります。

- ・既存不採算案件対策の遂行（課金体制の見直し・プランの精査・撤退、他部門活用/利用シーン拡大促進（クロスセル）など）
- ・売上構造をフロー型からストック型へ徹底的に移行（サービス体系の変更）
- ・パートナーとの共創によるSRM Design Labの推進、収益化
- ・新規事業領域のSRM Design Labへの集約・推進、AI領域での成長促進、収益化

また、赤字事業を中心に引き続き、選択と集中を行い、コストマネジメントを実行してまいります。

- ・成長戦略実現に向けた赤字サービスの停止・撤退、人材の拡充・確保、スキルアップ
- ・オペレーション効率化、原価管理の強化（受発注～納品、既存顧客サポート、業務フロー改善、原価管理）

- ・利用シーン拡大に向けたマーケティング施策の強化、継続、パートナーとの連携推進、事業提携加速

- ・既存事業の収益化による成長事業への投資・実践、収益に貢献する機能改善・研究開発の実施

資金面では、金融機関との特殊当座借越契約、および当事業年度末において322,321千円の現金および預金を保有しており、金融機関とは緊密に連携・情報交換を行うなど、良好な関係を継続しております。また、金融機関以外からの調達についても適宜検討を進めてまいります。

今後も上記施策を推進し、収益力の向上と財務体質の改善に取り組みますが、現時点においてこれらの対応策は実施途上であることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 10,750,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 4,214,616株  |
| (3) 株主数      | 1,664名      |
| (4) 大株主      |             |

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
横治 祐介	1,489,600	35.3
株式会社SBI証券	500,116	11.9
三菱UFJキャピタル7号投資事業有限責任組合	153,850	3.7
上田八木短資株式会社	150,400	3.6
DG LAB FUND II E.L.P CAYMAN	134,650	3.2
PHILLIP SECURITIES CLIENTS (RETAIL)	130,000	3.1
涼宮 脩	66,100	1.6
内藤 一馬	53,000	1.3
岡部 茂信	50,200	1.2
J P モルガン証券株式会社	42,200	1.0

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第4回-1新株予約権
新株予約権の数	95個
保有人数 当社監査役	2名
新株予約権の目的である株式の種類および数	当社普通株式 4,750株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 400円
新株予約権の行使期間	2021年10月1日～2029年9月17日
新株予約権の主な行使条件	1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退社又は定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(注) 2020年12月22日付で1株を50株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的である株式の数」および「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

名称	第4回-2新株予約権
新株予約権の数	685個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	1名
新株予約権の目的である株式の種類および数	当社普通株式 34,250株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 400円
新株予約権の行使期間	2021年12月18日～2029年12月17日
新株予約権の主な行使条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退社又は定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</li> <li>2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</li> </ol>

(注) 2020年12月22日付で1株を50株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的である株式の数」および「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

名称	第4回-3新株予約権
新株予約権の数	895個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く） 当社監査役	1名 1名
新株予約権の目的である株式の種類および数	当社普通株式 44,750株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 400円
新株予約権の行使期間	2022年3月19日～2030年3月18日
新株予約権の主な行使条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退社又は定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</li> <li>2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</li> </ol>

(注) 2020年12月22日付で1株を50株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的である株式の数」および「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

名称	第5回新株予約権
新株予約権の数	604個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	1名
新株予約権の目的である株式の種類および数	当社普通株式 30,200株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 400円
新株予約権の行使期間	2022年7月16日～2030年7月15日
新株予約権の主な行使条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退社又は定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</li> <li>2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</li> </ol>

(注) 2020年12月22日付で1株を50株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的である株式の数」および「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	横 治 祐 介	
取 締 役	三ヶ尻 秀 樹	管理担当
取 締 役	渡 辺 尚 武	有限会社渡辺エステート取締役
取 締 役	阿 南 久	一般社団法人消費者市民社会をつくる会代表理事、公益財団法人横浜市消費者協会理事長、認定NPO法人消費者スマイル基金理事、市民生活協同組合ならびコープ理事、公益社団法人日本食品衛生協会理事
常 勤 監 査 役	信 原 寛 子	
監 査 役	齊 藤 友 紀	株式会社Ridge-i監査等委員、ファイメクス株式会社取締役、Cohh株式会社代表取締役、法律事務所LAB-01代表
監 査 役	江 本 卓 也	江本公認会計士事務所代表

- (注) 1. 取締役渡辺尚武、阿南久は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役信原寛子、齊藤友紀、江本卓也は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役信原寛子と江本卓也は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役齊藤友紀は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 執行役員は次のとおりであります。

役 名	氏 名	職 名
執行役員	村 田 実	セールスグループグループ長

6. 代表取締役横治祐介は2024年5月9日付で代表取締役を解職し、取締役会長に就任いたしました。また、2024年5月13日付で取締役を辞任しております。
7. 三ヶ尻秀樹氏は、2024年5月9日をもって、代表取締役に就任しました。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としておりま

す。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

### (4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主との価値共有を進めることを勘案した報酬体系を構築すべく、取締役会の決議によって、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は、次のとおりです。

#### 基本方針

- ・ 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をけん引する優秀な経営人材を保持・獲得するため、競争力のある報酬水準に設定しております。
- ・ 報酬の体系、水準については、経営機能の変化、他社の水準等の外部データ等を勘案し、その妥当性を常に検証しております。
- ・ 社外取締役の報酬は、中立的、客観的な視点から経営陣に助言、提言し、業務執行を監視、監督する役割を果たすという職務に鑑み、業績連動報酬は採用せず、基本報酬（金銭報酬）のみとします。
- ・ 報酬の体系、水準については、経営機能の変化、他社の水準等の外部データ等を勘案し、その妥当性を常に検証します。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。

基本報酬については、月例の固定金銭報酬とし、取締役の役位、職責、在任年数そ

の他会社の業績・貢献等を総合的に考慮して決定しております。また、非金銭報酬等については、譲渡制限付株式とし、当社の取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社における各割り当て対象者の役位・貢献度等諸般の事項等を総合的に勘案のうえ、算出された株式を非金銭報酬等として毎年一定の時期に割り当てております。

取締役の個人別の報酬等の額に対する基本報酬と非金銭報酬である譲渡制限付株式の支給割合は決定しておりませんが、概ね、基本報酬が8～9割程度となる見込みです。非金銭報酬等については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての機能を果たさないと当社取締役会において判断した場合その他諸般の事情を考慮して、支給しないことがあります。

業績連動報酬等はありません。

## ② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2005年4月22日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。

また、2021年6月30日開催の第20期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を導入するため、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を上記の取締役の報酬限度額の範囲内で年額40百万円以内とし、当社が発行又は処分をする当社の普通株式の総数を年25,000株以内とすること、譲渡制限期間は取締役会で別途定めることとし、取締役が譲渡制限期間満了前に取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、譲渡制限付株式を無償取得すること、取締役が、譲渡制限期間中、継続して当該地位にあったことを条件として譲渡制限を全部解除すること、取締役が任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当該地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する株式数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整すること等につき決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役は除く。）の員数は4名です。

監査役の金銭報酬の額は、2005年4月22日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役に支給する報酬額については、取締役会の決議に基づき、代表取締役である横治祐介にその具体的内容の決定を委任しております。

代表取締役である横治祐介に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰し、各取締役の職務分掌や職責等の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。また、委任した権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定としております。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるように、取締役会で基本報酬の総額を決議し、上記委任を受けた代表取締役は、決議された総額の範囲内で、個人別報酬の内容を決定しなければならないこととしております。

なお、非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬については、各取締役の付与数を取締役会で決定しております。

取締役会は、当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容が、各取締役の役位、職責、在任年数その他会社の業績・貢献等を考慮して決定されたことを確認したことから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額等

区分	報酬の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	33 (4)	31 (4)	2 (-)	4 (2)
監査役 (うち社外監査役)	10 (10)	10 (10)	(-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	44 (15)	42 (15)	2 (-)	7 (5)

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 社外役員の重要な兼職等に関する事項

- ・取締役 渡辺尚武氏は、有限会社渡辺エステートの取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 阿南久氏は、一般社団法人消費者市民社会をつくる会代表理事、公益財団法人横浜市消費者協会理事長、認定NPO法人消費者スマイル基金理事、および市民生活協同組合ならびコープ理事、公益社団法人日本食品衛生協会理事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 齊藤友紀氏は、株式会社Ridge-i監査等委員、ファイメクス株式会社取締役、Cohh株式会社代表取締役、および法律事務所LAB-01代表弁護士であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 江本卓也氏は、江本公認会計士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況および発言内容
取締役 渡 辺 尚 武	当事業年度に開催された取締役会15回中14回に出席し、お客さまの声の分析や接点の強化などに関する深い知見や、企業経営者として培ってきた豊富な経験や専門的知見に基づき、独立した客観的視点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 阿 南 久	当事業年度に開催された取締役会15回中14回に出席し、消費者庁などの公的組織や複数の消費者関連団体のトップとして培ってきた消費者の目線・行動・対応・ルールなど消費者に関連する全般的な深い知見に基づき、独立した客観的視点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役 信 原 寛 子	当事業年度に開催された取締役会および監査役会の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の財務および会計について必要な発言を適宜行っております。
監査役 齊 藤 友 紀	当事業年度に開催された取締役会および監査役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の法務、コンプライアンス等について必要な発言を適宜行っております。
監査役 江 本 卓 也	当事業年度に開催された取締役会および監査役会の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の財務および会計について必要な発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

オリエント監査法人

(注)当社の会計監査人であった東邦監査法人は、2023年6月27日開催の第22期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

### (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、オリエント監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、上記の他、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、監査役会は、その決議により会計監査人の解任および不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社取締役会は、当社の取締役の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備について、次のとおり定めております。

### <内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況>

#### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「リスク管理規程」を制定・運用する。
- ② 内部監査および監査役監査を実施し、職務の執行が法令および定款に適合していることを確認する。
- ③ 「コンプライアンス規程」において、内部通報制度に関する規程を設け、業務執行に係るコンプライアンス違反およびそのおそれに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。
- ④ 会社規程集（定款を含む）を整備し、取締役および使用人が常に目をとおせる状態にする。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 職務の執行に係る文書その他の情報は、「文書管理規程」を制定し、保存・管理をする。なお、保存・管理体制は必要に応じて見直し等を行う。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険（以下、「リスク」という。）の予防および発生したリスクへの対処につき「リスク管理規程」を制定・運用する。
- ② 各取締役および執行役員は、その所掌の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに定期的に取締役会に報告する。
- ③ 内部監査人による内部監査の実施および指摘事項がある場合、適切かつ速やかに対処する。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「職務権限規程」等職務執行に関連する規程を制定・運用する。
- ② 各組織単位に取締役又は執行役員を置き、職務執行に関連する「職務権限規程」等規程を制定・運用する。

- ③ 「稟議規程」に基づき各階層の決裁者が業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。
  - ④ 代表取締役、取締役、執行役員による取締役会を実施し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役補助人を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- (6) 監査役補助人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役補助人は、監査役の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとする。
  - ② 当該監査役補助人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査役の同意を得たうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
- (7) 監査役補助人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役補助人が監査役の指揮命令に従う旨を取締役および使用人に周知徹底する。
- (8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 取締役および使用人は、監査役の要請に応じて報告をするとともに、職務執行の状況、経営に重大な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役又は監査役会に直接又は関係部署を通じて報告し、監査役と情報を共有する。
  - ② 監査役は、取締役会等重要な会議に出席し、付議事項について情報を共有する。
  - ③ 重要な稟議書は、決裁者による決裁後監査役に回付され、業務執行状況が逐一報告される体制とする。
  - ④ 前3号の報告を行った者に対し、内部通報制度に関する規定に基づいて、報告したことを理由とする不利な扱いを禁止する。

- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項  
監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会に出席し、業務の進捗状況を常に把握できる体制とする。
  - ② 内部監査人、監査法人との定期的な連絡会を設け連携を深め、実効的監査が行えるようにする。
- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
  - ② 内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理する。
  - ③ 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人が核となる評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を代表取締役へ報告する。
  - ④ 必要に応じて、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえで、諸規程の制定・運用を行う。

### <反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況>

当社では、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、「反社会的勢力対策規程」において「反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たないようにする」旨を定めております。

また、当社使用人に向けた反社会的勢力との関係根絶に向けた勉強会の開催や所轄警察署、弁護士等の外部専門機関との連携を図ることで、反社会的勢力による被害の防止を図る取り組みを進めております。さらに、「特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力に関する情報収集を実施しており、万々に備えた体制整備に努めております。

### <業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は下記のとおりであります。

#### (1) 内部統制システム全般の運用

内部統制システム全般の整備・運用状況について、管理部による日常的なモニタリングが行われています。

#### (2) 取締役の職務執行

取締役が法令、定款および社内諸規程に則って行動するように努めております。独立役員として、取締役2名および監査役3名を選任しており、また、経営会議をはじめとする重要な会議に監査役が出席することで、監督機能を強化しております。当事業年度に取締役会を計15回開催しており、取締役の職務遂行の適正性を確保しつつ効率性を高めるため、社外取締役および社外監査役が出席いたしました。取締役および執行役員は、職務分掌規程、職務権限基準表並びに稟議規程に基づき分担して職務を遂行しております。

#### (3) 内部監査の実施

当事業年度、内部監査担当者は内部監査計画に基づき、全ての事業部の業務監査を実施し、法令および社内諸規程の遵守状況について代表取締役に報告いたしました。

(4) コンプライアンス体制の運用

コンプライアンスに抵触する事態の発生を防止するため、コンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、コンプライアンス意識の定着と浸透を図っております。また、コンプライアンス規程を制定しており、規程内には社内通報制度の設置も定められております。社内通報制度を具体的に運用するために、内部通報制度のご案内を社内掲示板などで役職員に周知し、コンプライアンス違反や不正行為の早期発見、早期解決に努めております。

(5) リスク管理体制の運用

リスク管理規程に基づき、業務遂行に係るリスクを把握・評価しております。また、毎週開催される経営会議にて、リスクについて検討・検証を行い、定期的にはリスクにまつわる研修を行っております。

(6) 監査役の職務執行

当事業年度に監査役会を計14回開催した他、監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役との定期的な会合を持つことで、監査機能の強化および向上を図っております。また、会計監査人および内部監査担当者との定期的な会合を実施することで、監査業務における連携強化を進めており、効率的かつ効果的なモニタリングと助言を通じて、当社のガバナンス強化を図っております。

# 計 算 書 類

## 貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
<b>【流動資産】</b>		<b>【流動負債】</b>	
現金及び預金	322,321	買掛金	38,366
売掛金及び契約資産	75,855	短期借入金	5,000
仕掛品	1,130	1年内返済予定の長期借入金	34,672
前払費用	15,026	未払金	8,480
未収入金	24	未払費用	22,031
その他	247	未払法人税等	3,995
流動資産合計	414,605	未払消費税等	3,624
<b>【固定資産】</b>		預り金	3,941
<b>【有形固定資産】</b>		前受収益	161,416
建物附属設備	1,328	受注損失引当金	1,413
工具、器具及び備品	465	流動負債合計	282,942
有形固定資産合計	1,794	<b>【固定負債】</b>	
<b>【投資その他の資産】</b>		長期借入金	135,174
出資金	40	退職給付引当金	2,295
差入保証金	8,008	固定負債合計	137,469
投資その他の資産合計	8,048	負債の部合計	420,412
固定資産合計	9,843	純資産の部	
		<b>【株主資本】</b>	
		資本金	652,614
		資本剰余金	
		資本準備金	582,614
		資本剰余金合計	582,614
		利益剰余金	
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	△1,231,192
		その他利益剰余金合計	△1,231,192
		利益剰余金合計	△1,231,192
		株主資本合計	4,036
		純資産の部合計	4,036
資産の部合計	424,449	負債及び純資産合計	424,449

## 損益計算書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

科目	金額	
売上高		610,779
売上原価		409,344
売上総利益		201,434
販売費及び一般管理費		349,867
営業損失 (△)		△ 148,433
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	1	
助成金収入	878	
還付消費税等	244	
その他	13	1,141
営業外費用		
支払利息	3,267	3,267
経常損失 (△)		△ 150,559
特別利益		
投資有価証券売却益	1,647	1,647
税引前当期純損失 (△)		△ 148,912
法人税、住民税及び事業税	950	950
当期純損失 (△)		△ 149,863

## 株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	652,414	582,414	582,414	△1,081,329	△1,081,329	153,500	153,500
当期変動額							
新株の発行	200	200	200			400	400
当期純損失 (△)				△149,863	△149,863	△149,863	△149,863
当期変動額合計	200	200	200	△149,863	△149,863	△149,463	△149,463
当期末残高	652,614	582,614	582,614	△1,231,192	△1,231,192	4,036	4,036

## 個別注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、第21期（2022年3月期）から当事業年度まで継続的に営業損失が発生していることに加え、営業活動によるキャッシュ・フローもマイナスとなっており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しております。当社では、不採算事業・案件のテコ入れやマーケット開拓に向けた各種施策、コストマネジメント施策が遅滞したことに加えて、中長期的に安定的なビジネスモデルを目指すため、売上構成をフロー型からストック型へ重点移行したことによる影響であると認識しております。

なお、当該事象又は状況の解消のため、経営リソース/体制/コスト構造改善による選択と集中を実行し、不採算案件対策による既存事業の収益化、SRM Design Labの積極推進により黒字化に向けた戦略を実行するとともにAI領域を含む成長事業への投資を確保してまいります。

また、2024年5月13日付で当社の元代表であり、創業者である横治祐介氏が取締役を辞任しておりますが、当該取締役の辞任後においても、法令および定款に定める取締役の員数を満たしております。従前から施策につき全経営陣で共同して取り組んでいるため、横治氏辞任後における体制および下記施策の遂行についても大きな影響はないものと考えております。

成長戦略としては、既存不採算案件の収益化および撤退、Discoveriez事業の新規案件獲得、SRM Design LabおよびAI領域を推進してまいります。

- ・ 既存不採算案件対策の遂行（課金体制の見直し・プランの精査・撤退、他部門活用/利用シーン拡大促進（クロスセル）など）
- ・ 売上構成をフロー型からストック型へ徹底的に移行（サービス体系の変更）
- ・ パートナーとの共創によるSRM Design Labの推進、収益化
- ・ 新規事業領域のSRM Design Labへの集約・推進、AI領域での成長促進、収益化

また、赤字事業を中心に引き続き、選択と集中を行い、コストマネジメントを実行してまいります。

- ・ 成長戦略実現に向けた赤字サービスの停止・撤退、人材の拡充・確保、スキルアップ
- ・ オペレーション効率化、原価管理の強化（受発注～納品、既存顧客サポート、業務フロー改善、原価管理）
- ・ 利用シーン拡大に向けたマーケティング施策の強化、継続、パートナーとの連携推進、事業提携加速
- ・ 既存事業の収益化による成長事業への投資・実践、収益に貢献する機能改善・研究開発の実施

資金面では、金融機関との特殊当座借越契約、および当事業年度末において322,321千円の現金および預金を保有しており、金融機関とは緊密に連携・情報交換を行うなど、良好な関係を継続しております。また、金融機関以外からの調達についても適宜検討を進めてまいります。

今後も上記施策を推進し、収益力の向上と財務体質の改善に取り組みますが、現時点においてこれらの対応策は実施途上であることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

## 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準および評価方法

#### ① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法）により算定しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### ② 棚卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、工具、器具及び備品は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4年

#### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づいております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 退職給付引当金

当社は、退職給付引当金の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付引当金とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### ② 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

### (4) 収益および費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点

#### ・クラウド事業、オンプレ事業

##### フロー収益

主に導入料（環境設定料、初期設定、外部連携作業）による収益のことをいいます。

環境設定料は納品と検収時点で重要な相違はなく、納品した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得していることから、履行義務が充足されると考えられます。そのため、納品・検収時点で当該収益を認識しております。

初期設定、外部連携作業による収益は一定の期間にわたり充足される履行義務で、概ね、納品後、1ヶ月以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。これは、通常、当社が顧客との契約における義務を履行することにより別の用途に転用することができない資産が生じ、かつ、顧客との契約における義務の履行を完了した部分について、対価を収受する強制力のある権利を有していると考えられます。当社は、案件について、将来の発生原価を合理的に見積ってプロジェクトの採算管理を実施しており、労働時間等の集計から算定した既発生コストと見積総コストとの比率で進捗度を見積ることが可能であります。そのため、一定の期間にわたってフロー収益を認識しております。ただし、工期がごく短く、かつ、金額が重要でない場合、顧客の検収を受けた一時点で当該収益を認識しております。

##### ストック収益

ライセンス（使用許諾権）料等のサービス提供によるランニング収益のことをいいます。サービス提供期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定期間に渡り、契約に定められた金額を各月の収益として認識しております。

### 3. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保資産

- ① 担保に供している資産（帳簿価額）
  - 現金及び預金 2,019千円
- ② 担保に係る債務（帳簿価額）
  - 一年内返済予定の長期借入金 400千円

#### (2) 資産から直接控除した減価償却累計額

- ① 固定資産
  - 有形固定資産
    - 建物附属設備 8,223千円
    - 工具、器具及び備品 899千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	4,212,883	2,000	267	4,214,616

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による増加 2,000株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 267株

#### (2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	—	267	267	—

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬制度における無償取得 267株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 267株

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類および数

普通株式 216,050株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	932千円
売上高加算調整額	4,996
退職給付引当金	703
受注損失引当金	432
減価償却超過額	19,792
敷金償却	106
投資有価証券評価損	6,108
譲渡制限付株式報酬	3,049
税務上の繰越欠損金	359,594
その他	208
繰延税金資産小計	395,924
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△359,594
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△36,330
評価性引当額小計	△395,924
繰延税金資産合計	—

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については、元本割れとなるリスクのないものを中心として安全性の高い短期的な預金等に限定し、投機的な取引はデリバティブ取引を含めて行わない方針であります。資金調達については、資金計画に基づき、必要な資金を自己資金および金融機関からの借入による調達で賄っております。

## ② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日となっておりますが、外貨建てのものについては、為替変動のリスクに晒されております。短期借入金、1年内返済予定の長期借入金および長期借入金は、主に運転資金として銀行等金融機関から資金を調達しており、このうち一部は、金利変動リスクに晒されております。

## ③ 金融商品に係るリスク管理体制

### (ア) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

### (イ) 市場リスクの管理

為替変動リスクについては、損失を最小限に抑えるため、為替の変動を定期的にモニタリングしております。

### (ウ) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

## ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び契約資産、買掛金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(*1)	169,846	171,526	1,680
負債計	169,846	171,526	1,680

(\*1) 1年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	34,672	32,142	29,612	22,980	22,980	27,460
合計	34,672	32,142	29,612	22,980	22,980	27,460

## (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	171,526	—	171,526
負債計	—	171,526	—	171,526

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

役員および個人主要株主等との取引

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 役員	横治 祐介	(被所有) 直接 35.4	当社代表取締役 債務被保証	当社の借入金に 対する自宅の担 保提供(注1)	60,000	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 当社は、銀行からの借入金に対して、代表取締役横治祐介より自宅の担保提供を受けております。また、取引金額については資金の借入額を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(注2) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

(注3) 代表取締役横治祐介は2024年5月9日付で代表取締役を解職し、取締役会長に就任いたしました。また、2024年5月13日付で取締役を辞任しております。

## 9. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	ステークホルダーDX プラットフォーム事業			
	クラウドサービス	オンプレサービス	その他	
一時点で移転される財又はサービス	162,251	13,051	60,674	235,978
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	295,801	78,999	—	374,801
顧客との契約から生じる収益	458,053	92,051	60,674	610,779
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	458,053	92,051	60,674	610,779

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

① 契約資産および契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	110,679
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	75,855
契約資産（期首残高）	1,002
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	102,123
契約負債（期末残高）	161,416

契約負債は主にライセンス料等に係る顧客からの前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、102,123千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末において未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額は、107,112千円であります。当該履行義務は、クラウド事業におけるストック収益に関するものであり、期末日後1年以内に約34%、残り約66%がその後3年以内に収益として認識されると見込んでおります。

なお、当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	0円96銭
1株当たり当期純損失（△）	△35円57銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

株式会社ジーネクスト  
取締役会 御中

オリエント監査法人

東京事務所

指定社員 業務執行社員 公認会計士 神戸 宏明

指定社員 業務執行社員 公認会計士 吉田 岳仙

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジーネクストの2023年4月1日から2024年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2023年4月1日から2024年3月31日までの事業年度に営業損失148百万円及び純損失149百万円を計上しており、第21期事業年度（2022年3月期）から当事業年度まで継続的に営業損失が発生していることに加え、営業活動によるキャッシュ・フローもマイナスとなっている。

また、2024年5月13日付で会社の元代表であり、創業者である横治祐介氏の取締役辞任により、主要な経営者の退任が発生している。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法により、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人オリエント監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月27日

株式会社ジーネクスト 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 信原 寛子 ㊞

監査役（社外監査役） 齊藤 友紀 ㊞

監査役（社外監査役） 江本 卓也 ㊞

以 上

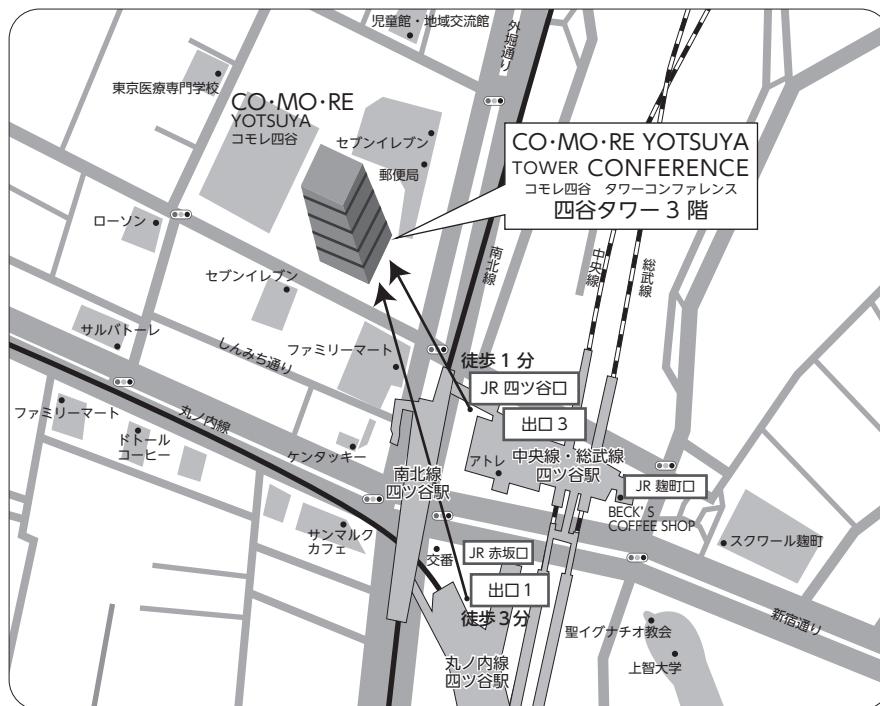
## 第23期定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区四谷一丁目6番1号 コモレ四谷 四谷タワー3階  
タワーコンファレンス Room C

電 話 03-6416-4402

交 通 ・JR 中央線、総武線 四ツ谷駅四ツ谷口より徒歩約1分  
・東京メトロ 南北線 四ツ谷駅出口3より徒歩約1分  
丸ノ内線 四ツ谷駅出口1より徒歩約3分

※当日、専用の駐車場のご用意がございませんので、お車でのご  
来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。



総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。

VEGETABLE  
OIL INK